

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PE-20-1 改3
提出年月日	2021年12月22日

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更

(発電用原子炉施設の変更)に係る

原子炉等規制法第43条の3の6第1項

第2号(経理的基礎に係る部分に限る)

基準への適合について

2021年12月

日本原子力発電株式会社

## 1. 変更の工事に要する資金の額

本変更に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに重大事故等対処施設他の変更に伴い東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）（平成30年9月26日付け原規規発第1809264号をもって設置変更許可）の添付書類三に記載される資金に加えて必要となる資金は、合計約610億円である。

## 2. 変更の工事に要する資金の調達計画

自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。